

令和 7 年度銚子市地域公共交通計画（別紙（地域間幹線））

令和 6 年 6 月 2 7 日

（名称）銚子市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
別表のとおり
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
別表のとおり
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
別表のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
事業者報告書・決算報告書等の資料から計測する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項
別表のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
該当なし

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 協議会の開催状況と主な議論
令和6年3月22日 銚子市地域公共交通計画策定 令和6年6月3日 計画別紙について協議開始（書面開催） 令和6年6月17日 計画別紙決定 令和6年6月19日 計画別紙に係るパブリックコメント開始 令和6年6月26日 計画別紙に係るパブリックコメント終了（意見なし）
15. 利用者等の意見の反映状況
ホームページ上で、地域公共交通確保維持事業に係る取組内容等に関する意見募集を実施。
16. 協議会の構成員
別添協議会委員名簿のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県銚子市若宮町1番地の1

（所 属）銚子市役所企画課企画室

（氏 名）小曾根 和弘

（電 話）0479-24-8904

（e-mail）info@city.choshi.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
銚子市	千葉交通株式会社	(1) 銚子旭線	4,893.5	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			4,893.5	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

千葉交通(株) 銚子旭線



事業番号	千歳交通株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

R5年度R4年度R3年度

補助ブロック名	補助対象事業等の事業実行日 たし算費用 (基準期間の前半) □×ハ=a	補助対象事業等の事業実行日 たし算費用 (基準期間の後半) □×ハ=b	補助対象事業等の事業実行日 たし算費用 (基準期間) □×ハ=c
千葉			
	円 銭	円 銭	円 銭

図1基礎期間とは、補助対象期間の初年度までの補助対象期間をいう。

補助ブロック名	補助対象事業者の認定走行 キロ当たり経常収益 (atbrc/km) $\times 2$	地域内自走り 確保事業費用 円	キロ当たり経常費用 と、二つのいずれか少ない値 円	キロ当たり経常収益 イナハート
千葉	354.円76銭	472.円71銭	354.円76銭	
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

補助プロジェクト名	申請番号	路線	運行系統名	運行系統		計画運行回数	計画運行回数 ①=②=③	計画平均乗車密度	計画乗客量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通路線事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通路線事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ×100	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック事業区域内乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との組合部分に係るキロ程 ヘ	他路線との組合部分 入+チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック事業区域内乗入部分及び他路線との組合部分に係るキロ程の比率 [オ+リ+ヌ+ヘ]÷チ×100	
				起点	終点													計画運行回数 ①=②=③
第1号	神戸線	東三宮駅	イデール線	伊丹	365日	2,305回 (往)	3.3	20.7人	往20.6Km 復20.5Km	20.8Km	往Km 復Km	0.0%	往Km 復Km	Km	往Km 復Km	Km	0.0%	100.000%
									往Km 復Km	Km			往Km 復Km	Km	往Km 復Km	Km		
合計	系統								20.5Km		Km		Km		Km			

補助プロジェクト名	申請番号	特種措置	補助プロジェクト外 入財等及び 同一補助プロジェクト 費外入財等以外の 支出の注意	計画実施先行キロ	補助対象 経常費用 の負担額	補助対象系統のキロ数に限り収収										補助対象 経常収益 の負担額	補助対象 経常費用から収収 を担担した額	補助対象経常 の負担額	交付金の 注釈	交付金の 注釈	交付金の 注釈	交付金の 注釈																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
						基本期間の前々年度			基本期間の前年度			基本期間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
						経常収益 ヤ	実収先行 キロ マ	補助対象系統 の実収先行の キロ数に限り 収収を担担 した額	経常収益 ヤ	実収先行 キロ マ	補助対象系統 の実収先行の キロ数に限り 収収を担担 した額	経常収益 ヤ	実収先行 キロ マ	補助対象系統の実 収先行のキロ数に 限り収収を担担 した額	補助対象系統の実 収先行のキロ数に 限り収収を担担 した額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			(年一(月+年)) +キロマ	ワ	(キロマ)の注	(キロマ)の注	経常収益 ヤ	実収先行 キロ マ	補助対象系統 の実収先行の キロ数に限り 収収を担担 した額	経常収益 ヤ	実収先行 キロ マ	補助対象系統 の実収先行の キロ数に限り 収収を担担 した額	経常収益 ヤ	実収先行 キロ マ	補助対象系統の実 収先行のキロ数に 限り収収を担担 した額	ノ×ワ以上の額:日	カ一ヨコ	カ×ヨ/20=レ	シ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

補助科 の 名	申請 番号	補助 種類	ウの農業者とその農農割合																										
			ソのうち補助ブロック外農 業、同一補助ブロック内農 業の補助費入部分及び他補助 との競合部分以外に該当し るもの	ソのうち補助ブロック外農 業、同一補助ブロック内農 業の補助費入部分及び他補助 との競合部分以外に該当し るもの	計画平均 農業所得 35人未満 の農業者	補助対象経費	計画額	農産物産出 額を超過した額	農産物産出額を超過した額 を超過した額	影響関係		市区町村		その他の者		事業費自己負担		「その他の者」 の具体的な数											
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合												
			ソマーズ	ソマーズ	ナ	ナ×1/2＝ナ	ニマワーニム	ム＝マ＝ム																					
第1号			15,414,551	円	9,797,270	円	9,797	千円	4,893.5	千円	15,653,281	円	10,759,781	円	4,893,500	円	45.47	%	2,533,130	円	27.2	%	円	%	2,533,131	円	27.2	%	
			円	円	円	円	千円	千円	千円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計			15,414,551	円	9,797,270	円	9,797	千円	4,893.5	千円	15,653,281	円	10,759,781	円	4,893,500	円	45.47	%	2,533,130	円	27.2	%	円	%	2,533,131	円	27.2	%	

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、営業走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象等旅客の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事実者においては、補助対象期間の取決算を行い、その取算状況(平円未満の端数は切り捨て)を摘要状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業以外の事業を営んでいる場合の経常収益及び費用の配分は、昭和55年5月11日付付自政第338号、自政第131号、自政第55号によること。なお、これにより増計を要することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を要すること。
4. 補助対象期間の前々年度(基準期間)の施設状況の欄、「基準期間の前年度の施設状況」の欄、「基準期間の前々年度の施設状況」の欄は、消費税率増徴を反映した額を記載すること。
5. 補助ブロック名の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
6. 地域キの当たり経常旅客費用は、補助ブロックを算する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 申請書は、事業年度ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
8. 特別措置の欄は、地域公共交通再構築計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成24年6月2日改正条例第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱第2編第2章、ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
9. 計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全運行回数における毎計画運行回数を記載すること。また、かつ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再構築事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は「リ」に記載すること。
12. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の公共交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり100人を超える部分のキロ程のことをい。当該補助ブロック内区間(系統キロ程(ホ)→同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(キ))→同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ク)に係るキロ程を記載すること。
13. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「リ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」手記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統キロ程と地域公共交通再構築事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
15. 「計画乗客走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」が「乗客走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗客密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗客密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数は切り捨て)をいう。
17. 「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗客密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は「リ」の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、正記の場合の(ホ)の金額又は「リ」の金額に、(ヅ)の金額から正記の場合の(ホ)の金額又は「リ」の金額を控除して得た金額に「リ」の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、「ヅ」の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨てること)。
18. 「補助対象系統の乗客走行キロ当たり経常収益」の欄の「リ」は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新路線で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
19. 基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
21. 補助対象期間の計画と比較し、暦年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合には、その書き記載することとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告書(第2条第2項の「事業報告書」)(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の各々年度に係る事業報告書及び関連書類、ただし、旅客自動車運送事業等報告書の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る付添第1～5の運行系統別輸送実績及び平均乗客密度算定書(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る付添第1～5、ただし、連系に生活交通経路維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再構築計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再構築計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特別を受けようとする系統の再編の概要

令和7年度銚子市地域公共交通計画別紙（別表）

○事業に係る目的・必要性、目標、効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	千葉交通㈱	銚子旭線	東芝町 / 双葉町・旭駅 (イオンモール銚子)	・小中学校（銚子市内豊岡地区から銚子市春日小学校・銚子中学校）及び高校（県立銚子・銚子商業・市立銚子・旭農業）への通学 ・沿線住民の最寄駅までの交通手段 ・旭中央病院への通院、通勤 ・イオンモール銚子への買い物	令和6年度と比較して収支率1%以上改善	検索サイト会社に時刻表のデータ提供を実施し、スマートフォンでの行先検索を容易にし、利便性向上を図る。	令和6年10月以降実施	千葉交通㈱
						令和4年4月～PASMOやSuicaのICカード支払いの利用が可能となったことから、ホームページ上や車内へその旨を記載し旅客への周知と利用を促進する。	令和6年10月以降実施	千葉交通㈱
						銚子市内豊岡地区から銚子市内の春日小学校、銚子中学校に通学する児童・生徒に対する通学費補助の実施による利用の促進。	令和6年10月以降実施	銚子市

銚子市地域公共交通協議会 委員名簿

(令和6年6月1日現在)

区分	所属等	役職名	氏名
国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局	首席運輸企画専門官	高橋 直人
千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者	千葉県総合企画部交通計画課	地域公共交通担当課長	伊藤 昌央
道路管理者又はその指名する者	千葉県銚子土木事務所	所長	石橋 和宏
千葉県銚子警察署長又はその指名する者	銚子警察署	交通課長	海老原 大樹
一般旅客自動車運送事業者	千葉交通株式会社	取締役自動車部長	高根澤 秀彦
	京成タクシー成田株式会社	代表取締役	藤倉 孝一
鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社	銚子駅長	小島 慎一郎
	銚子電気鉄道株式会社	常務取締役	柏木 亮
一般旅客自動車運送事業者で組織する団体	一般社団法人千葉県バス協会	専務理事	成田 斉
	銚子市タクシー協会	副会長	吉原 大貴
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	千葉交通労働組合	書記長	伊藤 賢
地域住民の代表者又は輸送サービスの利用者	銚子市シニアクラブ連合協議会	女性部会長	高山 節子
	銚子市民生委員児童委員協議会	会長	吉田 悦子
	銚子市PTA連絡協議会	監事	石上 友寛
	銚子市町内会連合協議会	事務局長	野本 春道
	公募委員		青野 ひろ子 金秋 陸夫
学識経験を有する者のほか、協議会の運営上必要と認められる者	日本大学理工学部交通システム工学科	助教	菊池 浩紀
	銚子商工会議所	副会頭	石井 哲也
	一般社団法人銚子市観光協会	会長	赤坂 修
地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体	銚子市	市長	越川 信一
	銚子市	企画課長	飯笹 博充